

「秋田県文化財保存活用大綱（案）」についての意見募集

平成31年4月の文化財保護法改正により、都道府県が文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができるようになりました。

これに伴い、現在、県教育委員会では、文化財の総合的な保存・活用の方針や市町村への支援などについて基本的な方向性を示す「秋田県文化財保存活用大綱」の策定に取り組んでおります。

つきましては、大綱の策定にあたり、皆様からの御意見を次のとおり募集します。たくさんの御意見をお寄せくださるようお願いいたします。

1 名称

秋田県文化財保存活用大綱（案）

2 関係資料の閲覧方法

(1) 印刷物の閲覧場所

秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室（県庁第二庁舎6階）

総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

各地域振興局総務企画部地域企画課

閲覧時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）まで、及び土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) ホームページ

県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」→調べる「部署別」→「教育庁」

→「生涯学習課文化財保護室」→「秋田県文化財保存活用大綱（案）」についての意見募集」

3 意見の提出期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月14日（木）まで（必着）

4 意見の提出方法

- ・郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。
- ・様式は任意です。参考として「意見提出様式」を添付しますので御利用ください。
- ・電話や口頭での受付や回答はいたしませんので、御了承ください。

5 意見提出の際の留意事項

- ・郵便、ファクシミリ、電子メールいずれの方法による提出の場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。
- ・住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

- ・提出していただいた御意見については、県教育委員会の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。
- ・同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。
- ・案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県教育委員会の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 文化財保護班

住所 〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1

ファクシミリ 018-860-5816

電子メール bunkazai@pref.akita.lg.jp